退職合意書

- 1 甲と乙は、甲が乙を令和〇年〇月〇日付けで乙都合により合意退職することを確認する。
- 2 乙は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの甲の労働義務を免除する。
 - 3 乙は、甲に対し、令和〇年〇月分から令和〇年〇月分までの賃金として毎月金〇万円、合計〇万円の支払義務があることを認める。
 - 4 乙は、前項の金員を、甲が負担すべき健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料並び に源泉所得税及び住民税その他法令により特別徴収等すべきものがある場合にはこれを 控除したうえで、以下の期日限り、甲の給与振込先口座に振込送金する方法により支払う。 但し、振込手数料は乙の負担とする。
 - (1)令和〇年〇月分賃金:令和〇年〇月〇日限り 〇万円
 - (2)令和〇年〇月分賃金:令和〇年〇月〇日限り 〇万円
 - (3)令和〇年〇月分賃金:令和〇年〇月〇日限り 〇万円
 - 5 本合意書締結日以降、甲から第1項の退職日前に退職する申し出があった場合、第1項の 規定にかかわらず、当該申し出日をもって甲は乙を甲都合により合意退職したものとみな し、乙は、甲に対して、第3項の賃金の合計〇万円から既払金を控除した残金を、特別退職 金として、退職日が属する月の翌月〇日限り、甲の給与振込先口座に振り込み送金する方 法により支払う。但し、振込手数料は乙の負担とする。
 - 6 甲と乙は、甲と乙の間には、本合意書に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相 互に確認する。